

国 海 環 第 5 4 号
令 和 8 年 9 月 1 日

別紙関係団体理事等 殿

海事局長（公印省略）

原動機の放出量確認等業務要領の一部改正について

原動機製作者等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 4 に規定する原動機製作者等をいいます。以下同じ。）による船舶用原動機の燃料消費率に関するデータ改ざん等の不適切事案が相次いで判明したことを受け、海事局においては、不適切行為の再発防止を図るとともに、原動機製作者等に対する国の監督を強化するため、令和 8 年 5 月 27 日付け国海環第 223 号により、「原動機の放出量確認等業務要領」の一部改正を行ったところです。

当該改正は、令和 8 年 7 月 1 日以降に代表原動機の NOx 放出量確認の申請が行われるものから適用していますが、現行の業務要領では、原動機ファミリー又は原動機グループに属する原動機への適用が必ずしも明確でない規定となっています。

不適切行為の再発防止及び原動機製作者等に対する監督強化という当該改正の趣旨に鑑みれば、代表原動機のみならず、当該代表原動機に係る原動機ファミリー又は原動機グループに属する原動機の NOx 放出量確認についても、同様の取扱いとすることが適当です。

このため、当該取扱いの適用対象を明確化する観点から、別添のとおり「原動機の放出量確認等業務要領」の一部を改正し、令和 8 年 9 月 1 日から適用することとしましたので、ご了解いただきますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らいいただきますようお願いいたします。

○原動機の放出量確認等業務要領

(棒線の部分は改正部分、二重棒線の部分は新設)

改 正 後	現 行	備 考
IV 事務取扱要領関係	IV 事務取扱要領関係	
1 章 申請書の受付	1 章 申請書の受付	
1. 本章は、次に掲げる手続きに関する要領を記載する。 なお、⑦については、2010 年 7 月 1 日の 2 次規制に係る放出量確認事務の開始に先立ち、規制適合の確認を受けたいという原動機製作者等の要望により(財)日本海事協会(以下「NK」という。)及び日本小型船舶検査機構(以下「JCI」という。)が事前に放出量確認と及び原動機取扱手引書の承認を行い、2009 年 5 月(JCI については、同年 8 月)から 2010 年 6 月までの間に鑑定書を交付したところであるが、それらに対する取扱いを記載するものである。 ④から⑥については、法令上、原動機取扱手引書の変更の承認を規定していないことによる原動機取扱手引書に対する取扱いを記載するものである。	1. 本章は、次に掲げる手続きに関する要領を記載する。 なお、⑦については、2010 年 7 月 1 日の 2 次規制に係る放出量確認事務の開始に先立ち、規制適合の確認を受けたいという原動機製作者等の要望により(財)日本海事協会(以下「NK」という。)及び日本小型船舶検査機構(以下「JCI」という。)が事前に放出量確認と及び原動機取扱手引書の承認を行い、2009 年 5 月(JCI については、同年 8 月)から 2010 年 6 月までの間に鑑定書を交付したところであるが、それらに対する取扱いを記載するものである。 ④から⑥については、法令上、原動機取扱手引書の変更の承認を規定していないことによる原動機取扱手引書に対する取扱いを記載するものである。	
①～⑨ (略)	①～⑨ (略)	
2. 放出量確認及び原動機取扱手引書承認の場合における「放出量確認及び原動機取扱手引書承認申請書」の受理については、次のとおり申請書の記載事項及び添付書類を確認すること。 なお、本項に係る確認については、附属書〔1〕によること。	2. 放出量確認及び原動機取扱手引書承認の場合における「放出量確認及び原動機取扱手引書承認申請書」の受理については、次のとおり申請書の記載事項及び添付書類を確認すること。 なお、本項に係る確認については、附属書〔1〕によること。	
① 放出量確認等申請書(第一号の二の四様式(検査規則第 1 条の 9 関係))	① 放出量確認等申請書(第一号の二の四様式(検査規則第 1 条の 9 関係))	

改 正 後	現 行	備 考
(略)	(略)	
② 放出量確認等申請書の添付書類	② 放出量確認等申請書の添付書類	
確認事項(以下の書類が添付されていることを確認すること。) → (1)～(9) に掲げる書類については、EIAPP 証書の交付後に申請者に返付して差し支えない。 → (10) 及び (11) に掲げる書類は、<u>次のいずれかに該当する場合のみ添付させること。なお、以降の申請時において変更がない場合は (10) 及び (11) の書類に代えて、申出書を提出させることで差し支えない。</u> ・ <u>令和 8 年 7 月 1 日以降に代表原動機に係る放出量確認の申請が行われる場合</u> ・ <u>令和 8 年 7 月 1 日以降に放出量確認の申請が行われた代表原動機を代表原動機とする原動機ファミリー又は原動機グループに属する原動機について、放出量確認の申請が行われる場合</u>	確認事項(以下の書類が添付されていることを確認すること。) → (1)～(9) に掲げる書類については、EIAPP 証書の交付後に申請者に返付して差し支えない。 → (10) 及び (11) に掲げる書類は<u>令和 8 年 7 月 1 日以降に代表原動機の放出量確認の申請が行われる場合のみ添付とする。以降変更がない場合は (10) 及び (11) の書類に代えて、申出書を提出させることで差し支えない。</u>	代表原動機と同等の規定を設ける。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)	
(10) 原動機製作者等の NOx 計測に関係する部署及びその役割を説明する書類	(10) 原動機製作者等の NOx 計測に関係する部署及びその役割を説明する書類	
(11) 以下に掲げる機器及び当該機器に接続されるもの（自動化された計測装置が使用される場合は、情報処理端末等測定、分析及び表示に用いる機器などすべて）の製造者、型式を記載した書類 ・ 排気ガス成分の計測に使用する分析器 ・ 燃料消費量、出力及び温度の計測に使用する機器	(11) 以下に掲げる機器及び当該機器に接続されるもの（自動化された計測装置が使用される場合は、情報処理端末等測定、分析及び表示に用いる機器などすべて）の製造者、型式を記載した書類 ・ 排気ガス成分の計測に使用する分析器 ・ 燃料消費量、出力及び温度の計測に使用する機器	

改 正 後	現 行	備 考
附属書〔1〕 原動機の放出量確認等	附属書〔1〕 原動機の放出量確認等	
2.4.5 パラメータ・チェックに相当する部品確認	2.4.5 パラメータ・チェックに相当する部品確認	
当該原動機のパラメータが原動機取扱手引書に記載されているとおりに使用されていることの確認を行う。（*パラメータ・チェックは、NOx テクニカルコード 2008 上において船上における NOx の放出量の確認方法として定義されていることから、試験台上におけるパラメータの確認については“相当する部品確認”と称しているものである。） なお、パラメータの種類及びそのチェック内容については、別紙7「パラメータ・チェック法について」を参考にした上で、該当するパラメータについて部品確認を行うこと。 特定の原動機及び固有の設計によっては、管海官庁が認める場合、別紙7に記載の構成部品及びパラメータの全てを含む必要はない。 <u>令和8年7月1日以降に放出量確認の申請が行われた代表原動機に係る原動機ファミリー又は原動機グループに属する原動機については、必要に応じて、当該代表原動機で確認された次に掲げる事項に関する記録や書類等を確認すること。</u> ● <u>2.2.1 1) ② リ.</u> ● <u>2.4.1.2 3) ⑥</u> ● <u>2.4.6 に規定する、放出量確認のデータが記録された用紙（原本）又は電磁的記録</u>	当該原動機のパラメータが原動機取扱手引書に記載されているとおりに使用されていることの確認を行う。（*パラメータ・チェックは、NOx テクニカルコード 2008 上において船上における NOx の放出量の確認方法として定義されていることから、試験台上におけるパラメータの確認については“相当する部品確認”と称しているものである。） なお、パラメータの種類及びそのチェック内容については、別紙7「パラメータ・チェック法について」を参考にした上で、該当するパラメータについて部品確認を行うこと。 特定の原動機及び固有の設計によっては、管海官庁が認める場合、別紙7に記載の構成部品及びパラメータの全てを含む必要はない。	代表原動機と同等の規定を設ける。 また、本表下部の「注1」及び「注2」を参照すること。

「注1」 改正後欄の参照先は、以下のとおり。

- 2.2.1 1) ② リ. 自動化された計測装置を用いる場合、当該装置について、物理的に操作を防止する方法又は厳格なプログラムの更新履歴の管理等に

より、改ざんを防止するなどの措置がとられていることを確認すること。

- 2.4.1.2 3) ⑥ 燃料流量を計測する機器の設置にあつては、燃料消費量を改ざんする手段が施されていないことに注意しなければならない。
- 2.4.6 試験報告書

放出量確認を実施した後、原動機製作者等は 5. 放出量確認のデータ(試験データ)を含む別紙 3-3 の試験報告書を作成し、管海官庁の承認印を受領のうえ原本を保管すること。なお、放出量確認の際に原動機製作者等により放出量確認のデータが記録された用紙(原本)又は電磁的記録も併せて保管すること。また、別紙 6 で要求される計算の全ての計算結果は、当該試験報告書に記載されなければならない。

「注 2」改正後欄の追加規定の主旨は以下のとおり。

現行 2.4.5 第 3 段落の後に新たな段落を追加するものであり、参照先の規定を改正又は置き換えるものではない。申請者は、代表原動機の NOx 計測試験において確認・記録された事項を、当該代表原動機に係る原動機ファミリー又は原動機グループに属する原動機の確認時にも提示できるようにする。